

お客さま各位

株式会社トマト銀行

投資信託の「約款・規定集」改定のお知らせ

平素はトマト銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では、下位の通り、2026年4月1日より投資信託の「約款・規定集」を一部改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の「約款・規定集」は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 改定する約款・規定集

投資信託「約款・規定集」

- (1) 投資信託総合取引取引約款
- (2) 定時定額購入取引規定
- (3) N I S A 約款（非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款）
- (4) ジュニアN I S A 約款（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）

3. 主な改定内容

- ・ お届出印鑑の届出方法
- ・ 定時定額購入取引における連続引落し不成立の場合の取扱方法
※ 2026年4月の引落し時点で、3回以上連続して引落しが不成立の場合、一律「3回連続引落し不成立」とカウントし、以降、「6回連続引落し不成立」となった場合は、契約を解約させていただきます。
- ・ つみたて投資枠専用ファンドの取扱方法
※ つみたて投資枠専用ファンドは、「つみたて投資枠」以外の利用は不可のため、N I S A 口座を開設し「つみたて投資枠」で申込・約定後にN I S A 口座開設が否決となった場合は、契約を解約させていただきます。
- ・ 2025年度法令改正に伴う改定

※ 改定後の「約款・規定集」は当社ホームページ「規定一覧」でご確認ください。

以上